

宗教学法人「沖縄バプテスト連盟」職員の就業時間及び休日に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、宗教学法人「沖縄バプテスト連盟」(以下、「連盟」という)職員就業規則第15条に基づき、職員の就業時間及び休日に関する事項を定めたものである。

(年間休日数)

第2条 年間休日数は120日以上とする。

(休日の種類)

- 第3条 連盟事務所(以下、「事務所」という)職員の休日は、土曜日、日曜日、公休日、慰霊の日、クリスマス、年末年始休暇(12月30日～1月3日)とする。
2. 連盟沖縄キリスト教書店(以下、「書店」という)職員の場合は、日曜日、日曜日以外の週日の1日、国民の祝祭日、慰霊の日、クリスマス、年末年始休暇(12月30日～1月3日)とする。
 3. 連盟キリスト教修養会場 北山荘(以下、「北山荘」という)職員の場合は、週に1日ないし2日、国民の祝祭日、慰霊の日、クリスマス、年末年始休暇(12月30日～1月3日)とする。

(週休の義務)

第4条 職員就業規則第22条に基づき休日勤務を命じられた場合でも、職員は少なくとも週に1日ないしは4週に4日の休日を取らなければならない。

(起算)

第5条 年間休日数については、4月1日より起算し、翌年3月31日までとする。

(年間就業時間)

- 第6条 職員の就業時間は、一年を通し週平均40時間を超えないものとする。
2. 事務所職員の場合は、原則一日8時間とする。8時間を超える場合には「連盟」職員賃金規程に基づき超過勤務手当を支給する。
 3. 北山荘職員及び書店職員が土曜日、日曜日、公休日など休日に勤務した場合は、休日勤務の日より30日以内に振替休日を取るか、又は休日勤務手当の支給を受ける。
 4. 北山荘職員及び書店職員の場合は、変形労働時間制とし、下記の基準に従う。
 - (1) 繁忙期は、一日の就業時間を最長10時間まで認める。10時間を超過する場合には連盟「給与規定」に基づき超過勤務手当を支給する。ただし、その場合でも、日曜日を起算日とした一週間の就業時間は56時間を超えてはならない。
 - (2) 繁忙期以外の時期は平均就業時間と照らし合わせて、年間を通した週平均就業時間が40時間を超えないように調整する。

(中途採用)

第7条 中途採用の職員については、第2条の定めにかかわらず、採用日より休日を与える。休日数は、採用日からの在任期間の割合に応じて按分する。

附 則

1. この細則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。
2. この細則は、2018年3月26日から制定施行する。